

社会福祉協議会

社会福祉協議会

社会福祉協議会

①ふれあい活動、見守り・支え合い事業の開催や活動支援

地域のボランティアの皆さんによる住民参加型の活動により、高齢者や障がいのある人、育児中のお母さんなどを見守り、支えます。

1 見守りネットワークの構築推進

町（内）会単位で設置されている地域（地区）福祉委員会の活動を支援し、地域の中で支援を要する一人暮らし高齢者や障がい者等を見守り、支えるために、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）やふれあい相談員を設置し、見守りネットワークの構築を進めています。また、各種団体へ、見守りネットワークへの参加を呼び掛けたり、意識啓発のために出前講座を実施したり、関係機関との連絡調整等を行っています。

●地域福祉委員会への支援

- ・活動ヒント探し講座（基礎編（全4回）、充実編（全2回））の開催のほか、情報交換を図るための地域福祉委員会活動連絡会、活動推進会議を開催
- ・地域福祉委員会活動推進員の登録
- ・一人暮らし高齢者（該当要件あり）の昼食会（1人あたり年1回）やおでかけサロン（年3回まで）への助成

●町（内）会単位での福祉推進員の委嘱と活動の支援

●日常生活上の困りごとを解決する活動を行っている団体への活動支援

●見守り活動に関する講座

※能美市より受託（26ページ参照）

2 ふれあい福祉事業の開催

障がいのある人もない人も、安心して暮らせるまちづくりの意識の醸成を図ると共に福祉団体同士のネットワーク化を推進し、地域住民も参加した実行委員会形式により各種ふれあい福祉事業を実施します。

●ふれあい福祉交流会

令和6年度検討中

●「障がいを理解するための講座」の開催

【申込み先】 随時、案内します。

3 ふれあい弁当事業

●社会福祉法人施設との連携により、法人の栄養士によるバランスを考えた献立で夕食のお弁当を、民生委員・児童委員やボランティアが配達することにより、一人暮らし高齢者等に安否確認の声かけなどを行い、見守り・ふれあい交流をします。

【対象者】 満75歳以上一人暮らし高齢者等見守りが必要な人

【実施回数】 各地区毎月2回 第1・3水曜日

（※実施日が変更となる場合がありますので、詳しくは、申請書をご確認下さい。）

【利用料】 1食 200円

【申込み先】 各地区担当民生委員・児童委員

●産前から原則産後2か月までのママとその家族を対象に市内社会福祉法人と連携し、法人の栄養士によるバランスを考え作られた夕食用の「子育て応援弁当」を、主任児童委員が配達、声かけを行うなどし、子育てを地域で応援します。一世帯原則3食まで利用可能です。

【対象者】 産前と原則産後2か月までのママとその家族（原則 核家族で支援を受けられない世帯）で①又は②のいずれかに該当する人

①産前産後休業中の人 ②体調に不安がある人

【実施回数】 毎月6回 第1～4水曜日（第5はなし） 第2・4金曜日

【利用料】 1食 250円、3食目は350円

【申込み・問い合わせ】 能美市社会福祉協議会

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会
（能美市ふれあいプラザ2階）

☎ 58-6200

☎ 58-6250

地域福祉委員会

見守りネットワークを推進する基礎組織として各町会・町内会では、地域福祉委員会を設置し、住民主体の地域福祉活動を推進しています。

【活動の内容】

- ①高齢者や障がいのある人等への見守り、支え合い、ふれあい活動
- ②地域福祉推進の啓発活動、住民活動
- ③地域課題の把握に関する活動
- ④要援護者の生活を支援する活動

CSW
（コミュニティソーシャルワーカー）

①～③の機能を総合的に担う役割を持ちます。

①相談やニーズ把握を行い、問題解決につなぐ。

②地域住民に問題解決を考えてもらう際も、要援助者のみならず、担い手側にたった支援を行う。

③地域と専門職のネットワークや支援システムを新たにづくっていく。

能美市社会福祉協議会
ホームページ
<http://nomi-shakyo.jp>

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会
(能美市ふれあいプラザ2階)

☎ 58-6200

FAX 58-6250

4 ほっとあんしんサロン

高齢期を迎えての健康や暮らし方の不安、介護をしているの心の悩みなど、日頃の思いを気軽に語り合い相談し合う場です。能美市介護を考える会会員スタッフとしてお待ちしております。どなたでも気軽に参加できます。参加申し込みは不要です。

【開催日】 毎月第3火曜日

【実施時間】 午後1時30分～3時30分

【開催場所】 能美市ふれあいプラザ2階

※お盆・年末年始の開催については、お問い合わせください。

※ちやうすカフェ（G-Hills ジーヒルズ）でも開催しています。（年3回）

日程については、お問い合わせ下さい。

5 親子サロンとママ友相談の開催（子育て支援）

妊婦さんや、未就園の子どもやその親・祖父母が気楽に集い、ふれあいや交流を深めたり、気軽に子育ての相談をしあえるサロンです。参加申し込みは不要です。サロンでは、先輩ママがスタッフとなりママ友相談もしています。

【対象者】 未就園の子どもを連れてた親や祖父母

【実施施設】（根上会場）西二口町公民館（コミュニティセンター）（西二口町122番地）
（寺井会場）栗生コミュニティセンター（栗生町口-11）
（辰口会場）岩内コミュニティセンター（岩内町ワ35番地）

【実施回数】（根上会場）水曜日（9:30～13:30）

（寺井会場）木曜日（9:30～13:30）

（辰口会場）火曜日（9:30～13:30）

※祝日・第5週目はお休みになります。お盆・年末年始の開催については、お問い合わせください。

6 いきいきサロン等への活動支援

高齢者の閉じこもり予防や地域の見守り、支え合い活動として町（内）会を単位に、ボランティアで運営されているいきいきサロン等活動の活動費の助成、レクリエーション機材の貸出等の支援をします。（令和6年4月現在79カ所）

【開催日時及び場所】 日時は各サロンにより異なり、自治公民館等で開催されています。

【主な内容】 健康教室、趣味の講座、昼食会、ゲーム・レクリエーション等

7 閉じこもり予防ミニデイサービス「ほがらか会」への活動支援

地域のボランティアが主催する「閉じこもりがちで虚弱な高齢者が参加し、軽いレクリエーションなどを行う介護予防のつどい」を支援します。昼食は摂りますが、入浴はありません。

【対象者】 能美市内在住の方で日常生活上、閉じこもりがちで社会参加の機会が必要な高齢者等で、次に該当する人

●能美市総合事業の対象者で、通所型サービスBの利用を認められ、かつ利用申請のあった人

【実施施設】（根上会場）老人福祉センター「白寿会館」（大浜町ノ35番地1）

（寺井会場）能美市地域共生交流館（湯谷町乙25番地）

（辰口会場）岩内CC館（岩内町ワ35番地）

【実施回数】（根上会場）毎週木曜日（10:00～14:00）

（寺井会場）毎週金曜日（10:00～14:00）

（辰口会場）毎週火曜日（10:00～14:00）

【参加費】 1回200円 昼食代は、別途自己負担

【送迎】 事前に利用の有無についてお聞きします。

能美市社会福祉協議会は、この事業の事務局を担当するなどの支援をしています。

8 能美市民防災ネットワークへの活動支援

町（内）会や壮年団、女性協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、防災士などが集まり、災害時に備えて日頃からの連携づくりをすすめ、災害時には、能美市災害ボランティアセンターの運営に協力し、被災者への支援活動を円滑にすすめることを目的に活動をしている「能美市民防災ネットワーク」の事務局を担当し、その活動を支援しています。

9 のみ社会福祉法人連絡会

地域福祉の推進を目的に、市内11社会福祉法人の情報交換や連携を深める機会として設立する連絡会の事務局を担当し、ネットワークづくりを進めます。また、職員研修等を実施します。

② 在宅生活支援事業

在宅生活支援サービス

独自サービスや市からの受託事業等により支援の必要な高齢者や障がいのある人の在宅生活を支援します。

1 福祉移送サービス(外出支援サービス)

交通機関の利用が困難な人に、リフト付き車両で通院などの送迎サービスを行います。

【対象者】 在宅者のうち常時車いす利用者で、一般の交通機関を利用できない次の人

- 重度身体障害者(身障手帳1・2級所持者、取得見込も可能)
- 介護保険法に基づく要支援・要介護認定を受けた高齢者等

【利用料】 片道 500 円(1 回) 年間登録費(毎年度) 1,000 円/年が必要となります。市外や待機時間などは別途加算となります。

【利用回数】 原則月4回まで

【利用日時】 年末年始と祝日を除く、月～金曜日の午前8時30分～午後5時

【運行範囲】 市内および川北町・小松市・白山市(旧白山ろく5村は除く)・野々市市

【その他】 ●市福祉タクシー利用助成事業との併用はできません。

- 介護者の同乗が必要です。介護タクシーではありませんので、運転手が車椅子介助をすることはありません。

- 利用を希望する場合は、事前の登録が必要です。能美市社会福祉協議会または担当のケアマネジャーへご相談ください。

問合せ予約専用ダイヤル 58-6260

2 音訳テープの提供

音訳ボランティアが作成した広報誌等の音訳テープを、視覚に障がいのある人に届け、情報を提供しています。音訳テープは各図書館や社協窓口で、どなたでも自由に借りることができます。 ※能美市より受託

3 傾聴ボランティア派遣・活動支援

専門的な技能を持つ傾聴ボランティアを、地域で不安を抱える 1 人暮らし高齢者または日中独居の高齢者宅へ派遣し、地域での孤立感の解消を図ります。また、傾聴ボランティアには研修会を開催するなどの活動支援を行います。 ※能美市より受託

【対象者】 一人暮らし高齢者、又は日中独居の高齢者

【実施場所】 利用者の自宅 【実施回数】 月1回(利用される方のご都合に合わせます)

【利用料】 無料

4 たすけあいサポーター派遣事業・「えがお会」活動支援

たすけあい・ライフサポーターが訪問し、買い物や掃除等を利用者とともに行い、利用者自身のできることが増えるよう支援します。また、「たすけあい・ライフサポーター活動支援講座」修了者で組織した「えがお会」の活動支援も行います。 ※能美市より受託

5 生活支援基盤体制の構築推進

市・中学校区に生活支援コーディネーターを配置し、地域の助け合いを支援しています。 ※能美市より受託

6 福耳ネットの開催(難聴者活動支援)

聴覚に障がいのある人や耳の聞こえにくい人の集う場としてレクリエーションや制度・サービス等の情報提供等を行い、社会参加を支援するサロンです。手話サークルや要約筆記サークルの協力により運営します。随時、参加者を募集しています。 ※能美市より受託

【対象者】 聴覚に障がいのある人や耳の聞こえにくい人

【実施場所】 寺井地区公民館 【実施回数】 月1回(第4水曜日)

【参加費】 無料(但し、福耳ネットグループへの加入が必要です。(会費月 200 円))

7 めくもりサロンの開催(視覚障害者活動支援)

視覚に障がいのある人の集う場として、レクリエーションや制度・サービス等の情報提供等を行い、社会参加を支援するサロンです。広報のみ等で参加者を募集します。 ※能美市より受託

【対象者】 視覚に障がいのある人や目の見えにくい人 【実施場所】 市内の公共施設等

【実施回数】 年4回 【参加費】 無料

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会
くらしサポートセンターのみ
(能美市ふれあいプラザ2階)
☎ 58-6603
FAX 58-6733

③ くらしサポートセンターのみ

能美市内に在住する生活や仕事でお困りの人の相談に応じ、課題の整理や解決の方法を一緒に考えていきます。また、必要があれば、各支援事業へつなげていきます。相談は無料で、秘密は厳守します。

1 生活困窮者自立相談支援事業（家計改善相談含む）

※能美市より受託
(詳しくは62ページをご覧ください。)

2 福祉サービス利用援助事業

石川県社会福祉協議会からの委託を受け、判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の日常的な金銭管理のお手伝い等契約を締結し、その権利を擁護します。利用に関する窓口相談やお手伝いをする生活支援員の活動の連絡調整を行います。

【対象者】 次に該当し、市内に在住で、判断能力が十分でない人が対象です。

- もの忘れのある高齢者（認知症高齢者）
 - * 認知症高齢者については、診断の有無に関係なく対象になります。
 - * 在宅の方だけでなく、病院や施設に入っている人も対象になります。
- 知的障がいのある人、精神に障がいのある人
 - * 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない人も対象になります。

【サービス内容】

- 福祉サービスの利用のお手伝い
 - * サービス提供事業者を選択するために、事業者の名称やサービス内容などの情報の提供
 - * ホームヘルパーの派遣やデイサービスなどの利用申込みや契約のお手伝い
 - * 福祉サービス利用の不満などを担当窓口へ申し出るためのお手伝い
- 日常なお金の管理のお手伝い
 - * 毎日の生活に必要なお金の出入れ
 - * 医療費、電話料、税金などの支払い
 - * 年金や福祉手当の受取り
- 大切な書類などのお預かり
 - * 年金証書、不動産権利証、保険証書など大切な書類
 - * 預金通帳や実印
 - * 大切な書類などをお預かりし、盗難や火災から守るため、金融機関の貸金庫等を利用して保管します。
- 日常生活に必要な手続きのお手伝い
 - * 住民票の届出や印鑑登録などの行政手続き
 - * 住宅改造、住居の賃借に関する契約の手続き
 - * 商品購入に関する簡易な苦情処理制度の利用手続き

- 【申込方法】**
- ① 相談受付（無料）…まずは、能美市社会福祉協議会にお電話ください。
 - ② 訪問・相談（無料）…能美市社会福祉協議会の専門員が（お宅を訪問し、）詳しく事情をお伺いします。
 - ③ 支援計画の作成（無料）…サービスの利用が必要な場合には、支援計画をつくりまします。
 - ④ 契約（無料）…支援計画や契約内容が決まれば、ご本人と能美市社会福祉協議会・石川県社会福祉協議会の三者間で契約を結びます。
 - ⑤ サービス開始（有料）…契約に添って、配置されている生活支援員がサービスを行います。

【サービスの利用料】

- 専門員による相談から契約までは無料ですが、契約後の生活支援員によるサービスの提供は、利用料が必要です。
 - * 各サービス料金は、1回1時間まで1,350円です。
 - * 1時間を超える場合は、30分ごとに450円かかります。
- 書類等の預かりサービスを利用される場合は、貸金庫の利用料が必要です。
- 生活保護を受けている方の利用料は、貸金庫の利用を除いて無料です。
- 住民税非課税の方には、利用料を一部免除できる場合がありますので、ご相談ください。利用料を助成する障害者等権利擁護事業があります。（詳しくは45ページをご覧ください。）

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会
くらしサポートセンターのみ
(能美市ふれあいプラザ2階)
☎ 58-6603
☎ 58-6733

【判断能力を欠いている人が、このサービスを受けるための方法】

判断能力を欠いている人が、このサービスを利用しようとするときは、まず、民法に基づく成年後見人、保佐人、補助人を選任することが必要です。
成年後見人等が、本人に代わって、その利用内容等を判断し、契約を結ぶことができます。

【サービスに不満のあるときの相談方法】

サービスの方法に不満のある場合は、能美市社会福祉協議会または石川県社会福祉協議会にご相談ください。また、それでも解決しない場合は、下記に苦情を申立てることができます。

石川県運営適正化委員会 金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館内
TEL076-234-2556 FAX076-234-2558

3 心配ごと相談

民生委員・児童委員や人権擁護委員、行政相談委員が相談員として、住民の日常生活上の相談に応じ、適切な助言等を行います。(秘密は厳守します)

【対象者】 市民(予約制ではありません。直接会場にお越しください。)

【実施回数】 月3回(各地区1回ずつ)(祝祭日や休館日は変更になることがあります。)

【実施時間】 毎回午後1時30分～3時30分

【開設場所】 根上地区…根上サービスセンター/毎月25日

寺井地区…ふれあいプラザ2階/毎月5日

辰口地区…辰口福祉会館/毎月15日

4 弁護士・行政書士の無料専門相談事業

弁護士と行政書士による無料相談を行います。相談は来所に限ります。相談時間は、一人およそ30分で、1日4組までです。

【対象者】 市民(いずれも事前予約が必要です。)

【実施回数】 弁護士 月3回、行政書士 月1回

【実施時間】 毎回午後1時30分～3時30分

【開設場所】 能美市ふれあいプラザ2階

* 開設日については市広報誌「のみ」、市社協広報誌「ほほえみ」をご覧ください。

5 生活福祉資金等貸付事業

■能美市福祉資金

資金の貸付と必要な援助及び指導を行うことにより、その経済的な自立と生活意欲の助長、促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的とします。

【対象者】 ●能美市に住所を有する低所得世帯、各種障がい者世帯、高齢者世帯などで、市社会福祉協議会会長が必要と認め、他から資金の融通を受けることが困難な世帯。

●生活保護申請中で受給決定までの生活費等が必要な人。

【貸付限度額】 ●原則として一世帯200,000円(無利子)

●生活保護申請者は一世帯50,000円

【返済方法】 原則として貸付の翌月から24か月以内とし、返済計画に基づき償還。

【その他】 連帯保証人が必要です。

■石川県生活福祉資金

石川県社会福祉協議会が行っている事業で、他からの借入が困難な収入が少ない世帯、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている世帯、65歳以上の介護が必要な高齢者と共に生活している世帯を対象に貸付を行います。世帯の経済的な自立と生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることが目的で、利用についての初回相談は各市町社会福祉協議会が担当します。(詳しくは98ページ、99ページをご覧ください。)

6 成年後見利用促進事業

※能美市より受託(詳しくは63ページおよび表2ページをご覧ください。)

▼生活福祉資金貸付制度資金種類および貸付条件等一覧

資 金 種 類		貸付条件										
		貸付上限額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人					
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金											
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身世帯)月15万円以内	3月以内 (最長12月以内)	最終貸付日から6月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.5%	原則1名必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可					
住居入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	——	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内								
一時生活 再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	——									
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金											
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なと見込まれる費用	限度額目安	——	貸付の日（分割による交付の場合は最終貸付日）から6月以内	目安	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.5%	原則1名必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可					
	・生業を営むために必要な経費	460万円			20年							
	・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得する期間が (6月程度) 130万円 (1年程度) 220万円 (2年程度) 400万円 (3年以内) 580万円			8年							
	・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円			7年							
	・福祉用具等の購入に必要な経費	170万円			8年							
	・障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円			8年							
	・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円			10年							
	・負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないとき 170万円 療養期間が1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円			5年							
	・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき 170万円 介護サービスを受ける期間が1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円			5年							
	・災害を受けたことにより、臨時に必要なとなる経費	150万円			7年							
	・冠婚葬祭に必要な経費	50万円			3年							
	・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円			3年							
	・就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円			3年							
	・その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円			3年							
	緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ・給与等の盗難によって生活費が必要とき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき			10万円以内			——	貸付の日から2月以内	12月以内	無利子	不要

教育支援資金		低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
教育支援費	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍まで貸付可 (高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内	——	卒業後 6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で 連帯借受人 が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
不動産担保型生活資金							
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 月30万円以内	借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	原則1名必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅の場合は5割） 貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍以内）					不要

④ ボランティア・コミュニティ活動支援センター

ボランティア・コミュニティ活動センター
ホームページ <http://www.nomi-shakyo.jp/vc/>



問い合わせ・申請

市社会福祉協議会
ボランティア・コミュニティ活動支援センター
(能美市ふれあいプラザ2階)
☎ 58-6200
FAX 58-6250

1 ボランティア登録・ニーズ受付・相談・斡旋・保険加入

ボランティアセンターでは、ボランティアの登録及び相談斡旋をするとともに活動保険の加入を推進しています。

●年間のボランティア活動を補償する活動保険と行事に参加する人を対象とした行事用保険があります。

*活動保険の加入は社会福祉協議会より助成があります。(対象にならない場合もあります。)

2 ボランティア講座開催

ボランティアを気軽にやってみたくなるようないろいろな講座を開催しています。

対象	講座・事業名	開催月
小学生	ジュニアボランティアクラブ	10～12月
中学生	中学生ボランティアチャレンジ体験	通年
小・中学生	福祉体験学習	通年
高校生	高校生ボランティアチャレンジ体験	通年
一般	ボランティア入門講座	通年

地域の助け合いにかかわれる人材の発掘講座をすすめます。

3 ボランティアグループの活動支援（助成金交付）

ボランティアグループの活動を推進するために助成します。(応募期間と要件があります。)

対象グループはボランティア・コミュニティ活動支援センターに登録し、ボランティア連絡協議会に加入しているグループで、次に該当するグループです。詳しくは、ボランティア・コミュニティ活動支援センターにお問い合わせください。

- 活動実績が1年以上
- 会員数が5名以上
- 月1回以上の継続した活動をしていること など

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会
ボランティア・コミュニティ活動支援センター
(能美市ふれあいプラザ2階)
☎ 58-6200
FAX 58-6250

4 福祉協力校活動支援(助成金交付)

市内の小・中・高等学校を福祉協力校に指定し、児童・生徒の福祉意識の啓発やボランティア活動への参加の意義を理解する取り組みに対し、助成しています。福祉協力校活動連絡会を開催し、福祉教育への取り組みを支援しています。

5 ボランティア連絡協議会活動支援(助成金交付)

市内で活動しているボランティアの相互の情報交換、交流などをはかるボランティア連絡協議会の活動費を助成、事務局として支援をしています。

6 能美市民ボランティアフェスティバル開催

市内の福祉・環境・健康・生活など、多岐にわたるボランティア活動に取り組んでいるグループ、福祉施設や事業所などが一堂に会し、その活動を広く市民に情報発信するボランティアフェスティバルを毎年1回、市民による実行委員会形式で開催しています。

7 ボランティア器材の貸出し

車イス、アイマスクなどの福祉体験用具や、綿菓子機、ポップコーン機、たこ焼機、かき氷機、レクリエーション器材などを貸出しています。

8 ボランティア情報発信

ボランティア情報誌「ボラ♥はあと」を年2回発行、能美市ボランティア・コミュニティ活動支援センターのホームページ(<http://www.nomi-shakyo.jp/vc/>)において「ボランティアだより」情報を毎月更新しています。

9 災害ボランティアセンター体制整備

災害ボランティアセンターの立上げ及び運営に関する訓練を能美市民防災ネットワークと連携して行います。

⑤ 能美市寺井あんしん相談センター

※能美市より受託
(詳しくは表4ページをご覧ください。)

問い合わせ・申し込み

寺井あんしん相談センター
(能美市ふれあいプラザ2階)
☎ 58-6117
FAX 58-6733